

Title	勲功華族仁禮景範家の塩田経営
Sub Title	
Author	井奥, 成彦(Ioku, Shigehiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2012
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.1/2 (2012. 3) ,p.301- 313
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	シンポジウム
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0301">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20120300-0301</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 勲功華族仁禮景範家の塩田経営

井 奥 成 彦

はじめに

明治政府は、維新に功労のあつた者を「華族」として特別な身分を与えたとともに、経済的優遇策をとつた。

いわゆる大名華族はその典型で、薩長土肥などの旧大名は賞典禄を受け取り、金利生活者化し、また種々の方法で資産増殖を図つた。<sup>(1)</sup>しかし、それよりも低い身分階層で功労のあつたいわゆる勲功華族について、維新後経済的にどのような措置がとられ、彼らがどのような経済活動を行つていたかについての研究は、管見の限りではない。

ところが、慶應義塾大学文学部古文書室（以下「慶大古文書室」）に、その問題にいささかなりとも迫ることのできる史料が少量ながらも存在することがわかつたので、ここに紹介するとともに、若干の考察を行つてみた。

い。具体的には、薩摩藩において維新の際に活躍し、維新後は海軍の元勲として君臨した仁禮景範<sup>にれかげのり</sup>及びその家についての史料である。同家は、政府から無料で下げ渡された船橋の海浜を塩田として開発し、自己の居住地である三田（現東京都港区）の地名を取つて「船橋三田新田」と名付け、そこからの利益を得ようとしたのであつた。

なお、この史料群と出所を同じくすると思われる若干の史料が国文学研究資料館に存在するので、それらも併せて考察に加えることとする。<sup>(2)</sup>

## 一 仁禮景範について

さて、本稿で考察の対象とする塩田の経営者仁禮景範は、天保二（一八三一）年、鹿児島城下下荒田町に生まれ、明治三三（一九〇〇）年に亡くなつてゐる。鹿児島

藩時代は下級武士の家に育ち、安政六(一八五九)年には大久保利通らとともに誠(精)忠組を結成し、尊皇攘夷運動に関わり、文久三(一八六三)年の薩英戦争の際には英艦乗っ取りを試みるなど、血気盛んな若者であった。その後長崎遊学や、慶応二(一八六六)年から明治元(一八六八)年には、藩命によりアメリカ留学も経験しており、英語・歴史・地理等を学んでいる。そのときの詳細な日誌が現在、ご子孫の景信氏宅に残っている<sup>(3)</sup>。

明治に入ってからの仁禮景範は、まず明治四年から兵部省・海軍省に文官の会計局営繕掛として出仕した。彼が本格的に軍人になるのは同七年、海軍大佐に任じられるからであった。明治一三年には海軍少将となり、同一七年には華族令により、子爵の位を授けられている。その翌年の明治一八年には海軍中将、その後海軍参謀本部長となり、同二四年には海軍大学校長、二五年には海軍大臣となったが、翌明治二六年、民党や文官から海軍改革に不熱心との批判を受け辞任、以後は枢密顧問官となっていた。

開墾を経て、景範の塩田経営が軌道に乗るのは、明治一七年に爵位を授けられる前後で、明治三〇年には北海道十勝に仁禮農場を経営するようになっていた<sup>(4)</sup>が、同

三三年、三田綱町の自宅<sup>(5)</sup>で病没している。塩田の経営はその後、息子の景一が受け継いだ<sup>(6)</sup>が、専売制施行の明治三八年に手放し、以後同家は北海道の農場経営に力を注ぐこととなる。

## 二 船橋三田新田史料について

先にも述べたように、船橋三田新田関係史料は慶大古文书室と国文学研究資料館に分蔵されている。

慶大古文书室所蔵分は「船橋三田浜塩田文书」と名付けられており、塩田開発や塩田経営関係の帳簿類を中心として点数一〇〇点余、年代的には明治一五年から三三年のものまで存在する。慶應義塾大学に入ってきた経緯は、今日、誰も知る者がいないが、仁禮景範の邸宅が三田綱町にあったことと関係があるのかもしれない。

国文学研究資料館所蔵分は「仁礼家所有船橋九日市塩田文书」と名づけられており、同じく塩田開発や塩田経営関係史料を中心として九点、年代的には明治二一年から三七年のものまで存在する。ただし九点のいずれもが、国文学研究資料館が古い時代に複数の史料を合冊したものである<sup>(7)</sup>ので、原形態で数えれば、実質的な点数は数十点ぐらいになるのではないかと思われる。

両史料群を合わせても点数的に決して多いとは言えず、これらからわかることは限られているが、可能な限りの考察を行っていききたい。

### 三 船橋三田新田開発の経緯

船橋三田新田は、広い意味で行徳塩田の一角に属する。江戸時代の行徳塩田は文字通り行徳を中心とする地域に展開しており、幕府がいざという時の塩確保のため、江戸に近いこの塩田を保護したという。ところが、近代に入って保護を失い、十州塩田などとの競争にさらされたが、東京での塩消費の増加や県内外の味噌・醤油醸造業からの需要の増加があつて、新たな塩田が開発され、船橋方面へ延びていった。しかし明治三八年の専売制施行はこの地域の塩田に打撃を与え、さらに昭和四（一九二九）年の製塩地整理により、京浜工業地帯に組み込まれていくこととなった。<sup>(6)</sup>

そういった流れの中で、仁禮家が経営することとなつた船橋三田新田は、そもそも次のような経緯で開発されることとなつたのであつた。

〔史料1〕<sup>(7)</sup>

勲功華族仁禮景範家の塩田経営

塩田開墾名面替之願

下総国東葛飾郡船橋駅九日市

字浜田西漁師町続民有地外官有地

但西方堤三百〇五間東堤式百七拾七間

南海面堤式百七拾間北ノ方式百七拾間

右者明治十四年四月中毛利元国ヨリ塩田開墾之儀出願之處同廿五年迄無料貸渡候旨御許可相成爾来自費ヲ以塩田開墾罷在候処都合有之同十五年八月中荒川己次中村四郎兎玉軍兵衛名面替御聞届相成居候処此際仁禮景範江讓渡候ニ付同氏之名面ニ御書換被成下度然ル上者元国出願之通取計可仕候間特別之御詮議ヲ以右名面替御聞届被下度此段連署ヲ以奉願候也

東京芝区三田綱町拾番地

子爵 仁禮 景範 印

明治廿一年一月

鹿兒島県士族

右同三田壺丁目四拾三番地

寄留亡軍兵衛相続人

兎玉 利国 印

右同

同式拾七番地寄留

荒川 己次 印

三〇三 (三〇三)

右同

同三田綱町拾番地寄留

中村 四郎 印

戸長 在原 震平 印

千葉県知事 船越 衛 殿

(傍線筆者)

御県下東葛飾郡船橋九日市地先字浜田分□□三田新田  
埋立塩田大縄反別式拾六町歩八元海面ニシテ去明治十  
四年より嚮拾弍年間拝借致埋立事業従事候処追年成功  
熟地相達候間未開墾年期中ニ御座候得共該所地盤永代  
無代価御下渡相成候様奉願上候然ル上者御成規ニ随ヒ  
地租御査定を願至当之税額上納可仕候以上

東京芝区三田綱町式番地

開墾人

子爵 仁禮 景範 印

戸長 在原 震平 印

明治廿一年十月

千葉県知事 船越 衛 殿

すなわち、この塩田は明治一四年四月に毛利元国が官  
有地二六町歩の塩田開墾を出願し、同二五年まで無料貸  
し渡しされ、自費で塩田を開墾した。ところが都合あつ  
て同一五年八月に荒川己次・中村四郎・児玉軍兵衛に名  
義変更され、さらに明治二一年一月、仁禮景範へ譲り渡  
された。しかし、後に述べるように、実質的にはそれ以  
前に仁禮家の経営になっていたと思われ<sup>(8)</sup>る。

そしてこの塩田の仁禮景範への名義変更は実現し、次  
の史料に見られるように、同年一〇月、千葉県知事に対  
し、明治一四年より一二年間の未開墾年期中で拝借中で  
はあるが、「無代価下げ渡し」を願ひ出ている。

この願は聞き届けられ、さらに明治二八年二月には二  
五か年間の免租を願ひ出ている<sup>(10)</sup>。

このように、仁禮景範は、官有地の無償下げ渡し、さ  
らに免租という破格の条件で塩田を入手し、経営するこ  
とができたのである。

#### 四 船橋三田新田の経営内容

〔史料<sup>(9)</sup>2〕

埋立塩田地盤御下ケ願

(一) 地主―小作関係

船橋三田新田には、現地に支配人がおり、常時六  
 九人の小作人を使った経営を行っていたことがす  
 でに楫西光速により明らかにされている。

この塩田での労働は、夏場を中心に季節労働的であ  
 った。表1は明治三十三年の月別製塩高、「桶」(現  
 物)ベースでの「税塩」(小作料のこと)、それを金  
 額ベースに直した場合の「税塩」(小作料)を示し  
 たものであるが、この表にみられるように、製塩高  
 は夏場の五月から九月に集中している。年間の労働  
 日数は一〇〇日程度で、これは十州塩田の半分程度  
 である。釜屋は地主の所有で、小作人に貸与してい  
 たが、修繕費は小作人負担、また製塩道具類はすべ  
 て小作人の負担(所有)であった。<sup>(1)</sup>  
 船橋三田新田における小作証文には次のような規  
 程が記されている。

〔史料3〕<sup>(12)</sup>

第一条

一 明治三十二年一月一日ヨリ同年十二月三十一日  
 迄製塩出来高ノ内訳税金左ノ如シ  
 塩相場壹円二十桶ヨリ高直 壹割七分

勲功華族仁禮景範家の塩田経営

表1 明治33年月別製塩高・税塩(小作料)

月	製塩高(桶)	税塩(小作料)(桶)	同左(円)
1月	2396	407	60
2月	4464	758	113
3月	9828	1671	211
4月	9026	1534	153
5月	17086	2904	302
6月	21131	3511	353
7月	18103	2950	289
8月	30657	5070	508
9月	23703	4029	441
10月	9689	1647	181
11月	9481	1612	168
12月	9355	1590	177
計	164919	27683	2956

出所) 国文研5「明治33年1月ヨリ 塩田出来高検査報告簿」

破損物無之様返上可致事

第七条

同十桶〇壹分ヨリ十五桶迄 壹割六分  
同十五桶〇壹分ヨリ二十桶迄 壹割五分  
同二十桶〇壹分ヨリ安直 壹割三分

第二条

一 製塩一昼夜ノ御検査時々相受ケ検査済売捌方可致事

第三条

一 御検査無之内製塩売却致間敷事

第四条

一 上納ノ儀ハ浜相場毎ニ計算シ検査済ノ上第一条ニ依リ直ニ現塩ヲ以テ上納可致事

但シ地主ヨリ金円ヲ以テ上納ヲ命スルトキハ第一条

ノ割ニ三分ヲ加エテ必ス上納スベキ事

第五条

一 製塩上ニ付下作人不正之手筋ヲ以テ御損毛相成候儀於有之倍増ノ償却可致事

第六条

一 釜屋場面ノ儀ハ下作中ハ修繕可致候最モ不慮ノ災風

ニテ囲堤切レ所出来大破或ハ流失等ノ修繕ノ儀ハ地

主持事囲堤修繕ノ儀ハ各自受持場面ヲ一坪立方ニ付

五拾錢宛ニテ受持事

但シ御貸渡シノ釜屋汐船ハ勿論物品返上ノ節ハ夫々

破損物無之様返上可致事

第七条

一 前納(幾何)差上置候ニ付テハ事故アリテ御断申出候節ハ速ニ御返戻可被下事

第八条

一年限中地主ト雖モ無謂シテ地所引揚ケ等無之事

右之条々明治三十二年一月ヨリ同十二月迄御約定仕候儀相違無之条万一違背ノ儀於有之ハ約定期限内ニテモ塩水共引揚ケ相成候共苦情申間敷依テ保証人相立証書如件

何年何月日

下作人 何ノ某印

保証人 何ノ某印

(傍線筆者)

まず、第一条、第四条において、「税金」(ここでは小作料のこと)は塩相場により一割三分一割七分を現塩で上納すること、但し地主より金納を命ずる時は三分を加えて上納することとなっている。しかし実際にはすべて金納となっていたよう<sup>(13)</sup>で、しかも他浜と比べて重い負

担であった。<sup>(14)</sup>

また、第二条、第三条にあるように、小作料上納後余った塩は、検査を済ませた上で自由に売り捌くことができた。但しそのようになったのは明治三二年頃からのよう<sup>(15)</sup>で、明治二九年頃までは「三田新田製塩売捌人」が製塩全部を売り捌き、同年九月頃から製塩高の五分を小作人勝手売、あとの五分を売捌人が売却することとし、三〇年一月から三二年頃までは勝手売四分、問屋へ入荷高六分となっていた。<sup>(16)</sup>

また、第六条にあるように、囲堤大破または流失の際の修繕は地主が受け持つが、そうでない限り、修繕は「場面」(諸費用)を一坪立法につき五〇錢ずつと定め、小作人各自が受け持った。この点も、当浜の小作人が他浜の小作人と比べて負担が重い一因となっていた。<sup>(17)</sup>

このように、船橋三田新田においては、他浜に比べて総じて小作人の負担が重く、逆に地主である仁禮家には相対的に負担が軽くなるようなシステムになっていたのである。なお、小作人が仁禮家へ宛てた借金証文が多数残っており、借りた金は松葉など燃料仕入れに宛てられたことがわかつて<sup>(18)</sup>いる。

## (二) 塩生産高、小作料、収支

船橋三田新田においては、当初資金を第五銀行と日本銀行から借りていた。表2は、同塩田初期の頃の借入金金の動きを示したものである。まず、年月日はわからないが、第五銀行<sup>(19)</sup>から仁禮・児玉・荒川三人で二七六〇〇円を借り入れ、そのうちの三分の一の九五七六円六六銭七厘を仁禮景範分の借金としている。その後それは日本銀行から借り換えている。仁禮は明治一七年、おそらく小作人から徴収したと思われる堤防修繕費三〇〇円を返済に回し、一方、同二〇年一月には荒川分借金のうち六〇〇〇円を引き受け、借入残額を一万五二七六円余とし、そこから税塩揚高(取り立てた小作料)二六六円余と荒川からの返済分二三七円余を差し引いて(返済に回して)、残額一万四七二円余としている。その後、明治二二年四月に利子三五三円余を加算して借入残額は一万五二六円余となったが、同二五年六月に日本銀行へ一万円を一挙に返済し、残額を五一二六円余とした。この後については史料がないのでわからない。また、こういった銀行からの借入金に加えて家門永続資金、金禄公債などを塩田経営に利用したかどうかについてもわからない。



表2 仁禮家借入金の動き (単位円)

年月日	借入・返済	差引残高	摘要
	9576.667	9576.667	第五銀行よりの借入 (のち日本銀行より借り換え) の1/3
明治 17	-300	9276.667	堤防修繕費を返済に回す
明治 20.11.1	6000	15276.667	荒川氏負担のうち引受 (借入金に加える)
	-266.667	15010	税塩揚高400円のうち2/3を「銀行本入」(返済に回す)
	-237.155	14772.845	荒川氏返済につき「本入金」(返済に回す)
明治 22.4.10	353.335	15126.18	明治 21.12.25~22.4.10 利金「本入」(借入金に加算)
明治 25.6.20	-10000	5126.1797	日本銀行へ返金

注) 空白は不明であることを示す。

出所) 慶大99「明治15年1月11日改 金銭及製塩出納簿」

船橋三田新田における塩の生産高は表3のごとくである。当初から年間十数万桶、石高に直して1万石前後の安定的な生産が得られているが、明治三五年から急減して一〇万桶を割り、同三七年途中で帳簿は終わっている。そして翌年、小作人の一人である小川紋蔵に塩田を売却している。<sup>(2)</sup>

三〇年代半ばからの生産減には、台湾からの塩を用いた再製塩の生産が国内でさかんになったことが一因をなしていると思われる。先に紹介した明治三六年の小作人の「嘆願書」の中に、次のような記述が出てくる。

〔史料4〕<sup>(2)</sup>

(前略) 去ル三拾二年五月ヨリ台湾食塩ノ専売制度ヲ発布セラレタル結果爾来年々其ノ産額ヲ増加シツ、アルニハ相違無之候ニ付左ニ申述候

一、三十二年度ニハ 千八百三十九万六千斤余  
 一、三十三年度ニハ 五千八百九十一万斤余  
 一、三十四年度ニハ 八千四十三万斤余  
 一、三十五年度ニハ 一億二十四万斤余  
 一、三十六年度ニハ 一億三千七百万斤余

右之儀ニ付キ当行徳浜ニ於テ右品買入レ再製致シ候

表3 仁禮家塩田生産高・小作料の推移

年度	塩出来高 (桶)	同左 (石)	税金 (小作料) (円)	同左 (石)
明治 17.4~9	139827		862	
明治 20 度	150737	9496	1005	
明治 21 度	142430	8973	919	628
明治 22 度	132591	8353	1354	853
明治 23 度	106407	6703	1509	950
明治 24 度	204754	12895	1668	1051
明治 25 度	129382	8151	1165	734
明治 26 度	166801	10508	1203	757
明治 27 度	129062	8121	880	
明治 31 度	152962	9636	3007	
明治 32 度	126917		2024	
明治 33 度	164919		2956	
明治 34 度	146184		2623	
明治 35 度	98853		1787	
明治 36 度	91688		1783	
明治 37 (8 か月分)	67379		1052	

注) 空欄は不明であることを示す。

出所) 国文研 2「塩田収穫調書」、慶大48「(明治31年惣製塩高并税金書上)」、  
 慶大83「明治17年4月ヨリ 税金記載帳」、国文研 4「明治32年1月製塩税金報告帳」、  
 国文研 5「明治34年塩田出来高検査報告簿」、  
 国文研 6「明治34年1月ヨリ 塩田出来高検査報告簿」、  
 国文研 7「(明治35年1月ヨリ 製塩高報告簿)」、国文研 8「明治36年 製塩検査簿」、  
 国文研 9「(明治37年 製塩検査報告簿)」

処他ノ組合ニ於テハ資本金六万円ヲ以テ又々再製所ヲ東京市深川ニ設ケ現ニ製造シツ、アリテ東京中ノ仲買商店一手ニ販売致スモ猶ホ余品有之トノ事故東京へ輸出スルノ見込更ニ無之ニ付テハ旧ニ復シ行徳塩問屋へ売捌ク外御座ナク候間中外商報赤穂相場ヲ変更セラレ行徳問屋相場ニテ御取立相成度候

明治三二年以来台湾塩が移入量を増し、行徳浜ではそれをを用いた再製塩の生産が始まったが、東京に再製所を設け東京の仲買に販売する他組合に押され、そうした中で行徳の小作人たちは行徳問屋に販売せざるを得なかったが、小作料は高い赤穂塩相場をもとに取り立てられているため、実態に合わせて行徳問屋相場で取り立てるよう願っているのである。市場で台湾塩の再製塩が比重を増していく流れに、行徳の地の塩生産が押されていったことは疑いのないところであろう。その上、明治三八年の塩専売制施行が相俟って、仁禮家は自己の所有する塩田を売却するに至ったものと思われる。

ところで、船橋三田新田における収入は「税金」(小作料)で、これは先に見たように、他浜と比べて地主の利益が大きくなるシステムになっていた。また支出は、

支配人の給与と、大きな災害があった時の修繕費の地主負担分ぐらいで、大きな災害がなければ支出は断然少なくなる。先に見たように、他浜に比べ、地主の支出が少なくなるシステムであった。各年度の収支とその差引は、表4のごとくである。生産が落ちる明治三〇年代後半のデータがないのが残念だが、わかる範囲内では、デフレ期や大きな災害のあった年は黒字幅が小さいか、もしくは若干の赤字となっているが、それ以外はほとんど毎年のように黒字、しかも大幅な黒字となっていることが多い。史料上では、明治二五年度が終わった時点でそれまでの収支及びその差額の合計を出しているのだが、一〇年足らずで約六五〇〇円もの利益が得られている。

おわりに

以上、本稿では、勲功華族仁禮景範家の船橋三田新田経営に関して、史料が乏しいながらも可能な限りの考察を行ってみた。その結果、以下の諸点が明らかになった。

まず、仁禮は、二六町歩に及ぶ官有地を無償で下げ渡されるといふ、破格の優遇措置を受けていた。初期投資として銀行から多額の資金を借り入れてはいるが、地代がまったたくかからなかったことは大きい。そしてこの塩

表4 船橋三田浜塩田収支（単位円）

年度	「税金」（小作料）	諸入費	差引
明治17.4～9	862	729	133
明治18度	1388	1327	61
明治19度	1608	295	1313
明治20度	1060	1139	-79
明治21度	1181	236	945
明治22度	1672	373	1299
明治23度	1923	968	955
明治24度	1990	560	1430
明治25度	1436	1019	417
ここまで計	13124	6650	6474
明治27度	1163	1210	-47
明治28度	1304	1302	2
明治32度	2024	606	1418

出所) 慶大29「(税金并諸入費書上)」、同57「(塩田収支書上)」、  
同59「(塩田収支等書上)」、同83「税金記載帳」、同89「金出入仕払帳」

田では製塩は小作人を使って行われ、小作料は他浜よりも高く、製塩道具は小作人持ち、また囲堤の修繕費等も、他浜と違って大破の時以外は地主は負担しないという、収入面でも支出面でも地主に断然有利な仕組みとなっていた。実際、収支を見ると、デフレの年や災害のあったわずかな年を除いて極めて良好な収益が得られている。銀行からの借金が最終的にどうなったかはわからないが、途中までわかっている段階では順調に返済しており、そのままいけば、完済してさらに大きな利益が望める状況であった。しかし、明治三〇年代に入ってから台湾塩をもとにした再製塩の浸透と、決定的には明治三八年の塩専売制施行により、仁禮家は船橋三田新田の経営から撤退して、以後北海道の農場経営に力を注ぐこととなるのである。

ただ、この研究では解明しきれなかった点もある。その一つは、仁禮家ではなぜ他に比べて地主に有利な経営が実現できたかということである。一般の塩田地主と異なって「勲功華族」や「海軍中将」としてのいわば威光のようなも

のが効いたのであろうか。また、仁禮家が塩田を売却した小川紋蔵が小作人であったことの意味をどう考えたらよいかということも疑問として残った。小作人とはいえ、それなりに資力を蓄えていたのであろうか。だとすれば、その要因は何だったのであろうか。

いずれにしても、今後他に事例が発掘され蓄積されることにより、勲功華族の存在形態に関する研究が進むことが望まれる。

註

- (1) 松平秀治「明治初期尾張徳川家の経済構造」(『社会経済史学』第41巻5号、一九七六年)、千田稔「華族資本の成立・展開」(『社会経済史学』第52巻1号、一九八六年)
- (2) それらの一部は楳西光速『下総行徳塩業史』(アチツクミューゼアム、一九四一年)の中で紹介されている。
- (3) 犬塚孝明「仁禮景範航米日記」(鹿児島県立短期大学『研究年報』13・14、一九八五・六年)に翻刻されている。なお本節の仁禮景範の履歴についての記述は、基本的に同論文によっている。
- (4) この点については、後掲浜野潔論文に詳しい。
- (5) この邸宅は、明治三十九年に洪沢栄一に売られている。
- (6) 楳西、前掲(2)第一・三章、『千葉県の歴史 通史編 近現代1』(千葉県、二〇〇二年)第二章
- (7) 慶應義塾大学文学部古文書室所蔵「船橋三田浜塩田文書」11(以下「慶大11」のように記載)
- (8) 仁禮への名義変更はこの直後であるが、次の史料2に見られるように、仁禮による開墾はそれ以前から行われていたと思われる。
- (9) 国文学研究資料館所蔵「仁礼家所有船橋九日市塩田文書」1(以下「国文研1」のように記載)。なお本史料は楳西、前掲(2)一〇一〜二頁にも掲載されているが、若干の誤読があると思われるので、ここに全文を掲載した。
- (10) 国文研1、楳西、前掲(2)一〇二頁
- (11) 楳西、前掲(2)一六六〜七頁
- (12) 国文研3。楳西、前掲(2)一六四〜五頁にも掲載されているが、若干の誤読を修正して再掲載した。
- (13) 楳西、前掲(2)一六五頁
- (14) 明治三六年二月一日付の小作人からの「嘆願書」に次のようにある。「旧浜ハ一反歩ニ付五円ノ税金新浜ハ一反歩ニ付参円ノ税金然ルニ当三田浜ハ以前ノ通り一割七分ヲ算出スレバ一反歩ニ付拾円内外ノ税金ヲ納入致シ居リ候ヘ共来年度ヨリ是レ迄通り一割七分ニテハ就業致シ兼候間是非一割三分ニ減税為シ下サレ度候」(国文研3、楳西、前掲(2)一七三〜四頁)
- (15) 楳西、前掲(2)一七六頁。このことを示す史料として、次のような史料がある。

製塩売捌方依頼之件

今般製塩売捌方改正之上我々方江買入候而売捌方之儀貴殿一手ニ御依頼候条可然御取計有之度候也

明治廿一年一月八日

児玉 利国

仁禮 景範

代理田代甚六

加藤総右衛門 殿

(慶大65)

なお、「代理田代甚六」はこの塩田の支配人であったと思われる。

(16) 榎西、前掲(2) 一七六頁

(17) 注(14)で紹介した「嘆願書」には次のような記載がある。「一堤防ハ凡テ地主様ニ於テ御修理有之度事(中略)堤防ハ凡テ地主様ニ於テ修理下サレ度候トハ之レモ他浜ニ於テハ塩税滞リナク上納ノ上ハ必ラズ地主ニ於テ修理致シ居ラレ候間是非当堤防モ地主様ニ於テ御修理被成下度候 但シ近來小作ニ於テ盛土一坪五拾錢ヲ以テ修理御談示ノ為メ我々一同八年々修理致ス毎ニ損失高少ナカラザル次第且ツ高税等ノ為メニ昨年ヨリ負債罷在事ニ候」

(18) 榎西、前掲(2) 一七七〜八頁

(19) 第五銀行は、島津家が出資してつくられた鹿兒島の銀行である。のち大阪の三十二銀行に合流、さらに十五銀行に合流するが、実態はよくわかっていない。

(20) もちろん、それまでも利子についてはいたが、その分

はその都度返済して、借入残額の増減に関係していなかったので、煩雑さを避けるため省略した。

(21) 船橋三田新田のあったところには現在、石碑が建てられており、代々の経営者の名前が刻まれている。

(22) 国文研3、榎西、前掲(2) 一七三〜四頁

(23) ここでこの年までの集計を出しているのは、表2で見つたように、この年に銀行に二万円返済していることと関係があるのかもしれない。